

令和6年度第1回宮城県障害者施策推進協議会議事録

1 日時

令和6年11月12日（火）午後2時から午後4時まで

2 場所

みやぎハートフルセンター 大会議室

3 出席者

(1) 委員

別添「委員名簿」のとおり（16名出席）

(2) 事務局

保健福祉部	武田副部長
教育庁特別支援教育課	吉田総括課長補佐
経済商工観光部雇用対策課	遠藤雇用推進専門監
保健福祉部障害福祉課	野呂課長、相澤副参事兼総括課長補佐、 中野総括課長補佐兼精神保健推進室総括室長補佐
企画推進班	高山課長補佐（班長）、森主任主査、阿部主事
地域生活支援班	長山課長補佐（班長）
施設支援班	稲村主幹（班長）
運営指導班	錦織課長補佐（班長）
保健福祉部精神保健推進室	村上室長
精神保健推進班	鶴若技術主幹（班長）
発達障害・療育支援班	大内室長補佐（班長）

4 議事録

(1) 開会

(事務局・相澤総括課長補佐)

- それでは、定刻となりましたので、ただいまから「令和6年度第1回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の相澤です。よろしくお願いいたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉副部長の武田より、挨拶を申し上げます。

(事務局・武田保健福祉部副部長)

- 皆さんこんにちは。宮城県保健福祉部副部長の武田でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。
- また本日はですね。皆様、色々とお忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。また皆様方には本件の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別のご指導、ご協力を賜っておりますことこの場をお借りして、改めて厚く御礼を申し上げさせていただきます。どうもありがとうございます。
- 障害福祉政策をめぐる状況でございますけれども、障害を理由とする差別の解消を一層推進するため、令和3年6月に障害者差別解消法が改正をされたところでございます。
- 行政機関相互の連携強化や障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が図られたところでございますけれども、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化については、その施行が本年4月になされたところでございます。
- また令和4年12月には、障害者総合支援法、および児童福祉法が改正されております。障害者の地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進が図られたところでございます。こちらも、一部を除きまして本年4月からの施行となっているところでございます。
- こうした制度の改正等を踏まえながら、この協議会では、昨年度まで本県の障害福祉長期計画に当たります「みやぎ障害者プラン」や「宮城県障害福祉計画」の改定についてご審議をいただいたところでございます。
- 本日はお手元の次第にありますとおり、議題として「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例・ガイドラインの改正」について。それとですね、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正」についてご審議をいただきたいというふうに考えてございます。
- その後、報告事項として「みやぎ障害者プランの実績報告」「宮城県障害福祉計画の実績報告」及び「障害を理由とする差別の相談事例」についてご報告をさせていただきたいと考えてございます。委員の皆様におかれましてはどうぞ自由闊達、忌憚のないご意見をお願いしたいというふうに思います。簡単ではございますが、私からの挨拶は以上とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局・相澤副参事兼総括課長補佐)

- それではここで、人事異動等の関係から新たに就任いただきました委員を御紹介させていただきます。
- 宮城県知的障害者福祉協会副会長の伊藤 公善（いとう きみよし）様です。

(伊藤委員)

- よろしくお願ひします。

(事務局・相澤副参事兼総括課長補佐)

- 宮城労働局職業安定部職業対策課長の佐藤 勝(さとう まさる)様です。

(佐藤(勝)委員)

- 佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

(事務局・相澤副参事兼総括課長補佐)

- 宮城障害者職業センター所長の米田暢子(まいた のぶこ)様です。

(米田委員)

- 米田でございます。よろしくお願ひいたします。

(事務局・相澤副参事兼総括課長補佐)

- どうぞよろしくお願ひいたします。
- 本日は議員の方々の半数以上の出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことをご報告いたします。
- 続きまして、情報公開条例第19条に基づき、本協議会の公開、非公開についてお諮りいたします。本日の議事・報告事項のうち、【報告事項(3)障害を理由とする差別等の相談事例】につきましては、議論の過程において、当事者又は第三者の権利等を害する情報が交わされる可能性がありますことから、非公開としたいと考えております。
- また、非開示情報がある場合は、議事録についても非公開としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(事務局・野呂課長)

- 若干補足させていただきます。
- 前回までの会議ではこの部分も公開とさせていただいておりましたが、相談の内容について、もう少し詳しく説明してほしいとのご意見もいただいていたと伺っておりました。
- ただ、公開にしますと、どうしても個人情報に触れるような部分は、会議の場でご説明できないという制約もあったものですから、虐待相談に関する部分についてのみ非公開とさせていただくのはどうかと今回提案させていただくものです。
- 委員の皆様から今の相談事例についてももう少し詳しく説明してほしいとご意見等あった場合には、事務局から、これまでより詳しくご説明できるようになると思いまして、こういった提案をさせていただいております。
- また、個人情報に触れる可能性があることから、その議論の部分は申し訳ありませんが、議事録も非公開という形でどうかと考えてございました。
- 傍聴の方も、その段階になったら一旦退席いただき、それで議事録もその部

分は非公開にさせていただく。それ以外の部分はこれまで通り、傍聴も OK ですし、議事録も公開という形でいかがでしょうかというご提案でございます。補足でございました。

(事務局・相澤副参事兼総括課長補佐)

- いかがでしょうか？

(野口副会長)

- ちなみに参考資料の2番の扱いはどうなりますか？

(事務局・野呂課長)

- 参考資料2については、今回取扱注意とし、非公開にさせていただくつもりで内容を少し詳しく書かせていただいております。そして、ホームページ等で議事録と合わせて公表資料として公開するのは資料1, 2, 3, 4, 5と考えております。
- 参考資料は詳しい内容を記載しておりますのでホームページでは公開せず、あくまでも委員の先生方への参考資料という扱いとしたいと考えてございました。

(野口副会長)

- 会議終了後に回収ということですか。

(事務局・野呂課長)

- 例えばケースの住所だったり、氏名だったり、家族構成だったりが入っている場合は回収するという方法も他の会議ではしておりますが、今回はそこまでは要さない資料の作りにしておりましたので、取扱注意ということで、委員の先生方で慎重に取り扱いいただければそれで大丈夫と考えてございます。

(各委員から、異議なし)

(事務局・相澤副参事兼総括課長補佐)

- ではご賛同いただいたということで、本協議会のうち【報告事項(3) 障害を理由とする差別等の相談事例】、これにつきましては、協議会及び議事録を非公開ということといたします。
- それでは、障害者施策推進協議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以後の議事進行は阿部会長にお願いいたします。阿部会長よろしく申し上げます。

(2) 議事

(阿部会長)

- 阿部でございます。本日もどうかよろしくお願いをいたします。
- 私からも改めて、本日も大変お忙しい中、本協議会に皆様にご出席を賜りましたこと、お礼を申し上げさせていただきます。どうもありがとうございます。
- 今回は次第のとおり、また、冒頭、武田保健福祉部副部長の方からもお話がありました。議事案件が2件でございます。
- 「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例・ガイドラインの改正」について、そしてもう1件が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正」についてです。
- これらの議事の審議をお願いした後、報告事項として次第に記載のとおり、「みやぎ障害者プラン」の実績についてと、「宮城県障害者福祉計画」の実績について、そしてたまたま話題にあがりまして、「障害を理由とする差別等の相談事例」についての3件についてご報告をいただくことになっております。
- 皆様には可能な限りたくさんのご意見をいただけるようにしたいと思っておりますので、円滑な議事進行にぜひご理解ご協力いただきますよう、改めてお願いを申し上げます。
- それでは早速ですが、次第の2議事に移らせていただきます。
- 議事(1)「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例・ガイドラインの改正」についてです。この件について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局・野呂課長)

- 改めまして障害福祉課の野呂でございます。着座にて説明させていただきます。
- それでは、議事1「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例・ガイドラインの改正」について説明させていただきます。配布資料につきましては、資料1の1の概要に基づいて説明させていただきますが、その条例のガイドラインの新旧対照表を資料1の2、そして全文を1の3という形でつけさせていただきます。
- また、あわせて国のリーフレットを参考資料1という形でつけさせていただきますので、以上4点、1の1、1の2、1の3、参考資料1までの4点がこの議事1での関係資料になってございます。合わせてご覧いただければと思います。
- 県では、障害のある人もない人もお互いを理解し、かけがえのない個人として尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会の実現を目指し、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例を制定し、令和3年4月1日に施行しているところでございます。

- 関係する法令に改正がございましたので、法改正を踏まえた条例及びガイドラインの改正についてご説明させていただきます。
- 資料1の1、最初の資料でございます。こちらをご覧ください。
- 障害者差別解消法の改正につきまして、ここに記載してございますが、これまで事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が国の法律では努力義務だったものが、本年4月1日から、義務化されてございます。詳しくは、参考資料1に国のリーフレットをつけてございますので、後ほどご覧いただければと思います。
- 続いて、今の資料1の1の2ページを、ご覧いただければと思います。1ページの裏面になっているかと思えます。こちら、県の条例になってございますが、第1章から第4章までありますけれども、その特徴としましては、第2章の第8条、障害を理由とする差別の禁止第8条のところ、条例の制定当初より、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を義務ということに、規定してございました。
- 第9条から第15条までの相談・助言・あっせん体制につきましては、県では宮城県障害者差別相談センターを設置、運営しているところでございます。
- また、センターへの相談で解決しない場合は、県に対し助言またはあっせんを求めがけられることとされておりますが、これまでにはあっせんの事案の実績はございません。
- センターへの相談事案につきましては、後ほど報告事項の中で報告させていただきます。
- 次の3ページをご覧いただければと思います。改正障害者差別解消法における事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化につきましては、県の条例では制定当初より義務と規定させていただいておりますから、今回の法改正に伴う条例の改正はございません。
- あわせて、今回、国で刑法が改正されてございます。そして、中段以降に、刑法の改正令和7年6月1日施行と書かせていただいておりますが、こちらの方にあります通り、刑罰の懲役と禁錮を一本化した拘禁刑というものが新設されてございます。こちらが新設されたことを踏まえまして、本条例を含む刑法の改正の影響を受ける、県の全ての条例の該当箇所を、一斉に改正する予定となっております。来年6月1日施行を予定して準備を進めておりますので、その点についてご承知いただければと思っております。
- 続きまして4ページ、また裏面になりますが、4ページをご覧いただければと思います。
- 条例のガイドラインにつきましては、条例に規定している内容について、その考え方を示すために策定したものでございます。相談対応や紛争解決にあたり、県

条例を解釈する際の指針となるものとなっております。

- こちらにつきまして、4ページから5ページにかけて条例ガイドラインの構成となっており、大きくは変わらないですが、6ページに今回改正するポイントを記載してございます。
- 条例につきましては、制定当初より事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を義務と規定しているため、条例の改正は行わないと先ほどご説明したとおりです。
- ガイドラインにつきましては、所要の改正が必要なところが出てございます。そのところが、こちらで①②③と3点記載しております。
- まず1点目は法律における合理的配慮の提供義務化を踏まえた法制度記載箇所の修正、その記載箇所が変わるということになります。
- 2つ目が、難病の対象疾病数の時点更新ということになります。疾病数の更新です。
- 3つ目が条例施行後に開設されました、障害者差別解消法の制度概要や不当な差別的取り扱い、合理的配慮の提供の例、そして障害者差別解消に関する事例データベース等を掲載している国のポータルサイト情報を追記するというものでございます。
- 詳しくは6ページから9ページにかけて改正の箇所について新旧対照表の形式で下線表記してございます。
- 6ページのところから、法制度の記載箇所の修正になっておりまして、7ページまでです。
- そして、次のページの8ページですけれども、難病の対象疾病数、中段ぐらいになります。⑤に本患者数が書いてありまして、もともと現行の方が令和元年7月1日現在333疾病が対象だったものが、令和6年4月1日現在341疾病が対象となりますので、時点修正させていただいております。また、③のところ、361疾病が369疾病に変更となっております。
- そして9ページ目、もう1枚次のページめくっていただきまして、ここは現行のところには記載なかったところに国のポータルサイト情報を記載するということになってございます。これで議事1の説明については以上となります。

(阿部会長)

- 説明ありがとうございました。
- ただいま事務局からは令和3年4月1日に施行した、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例に係る法律の改正があったことから、法改正を踏まえた条例及びガイドラインの改正について説明をいただいたところです。
- 条例の方については事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が、制定

当初より義務規定であったため、改正障害者差別解消法を踏まえた、今回の改正はないということです。

- ただし、今般、刑法がこれに対応して改正され、刑罰の懲役と禁錮を一本化した。拘禁刑が新設されたことを踏まえて、県では本条例を含む、関連するすべての県条例の改正を刑法改正の影響を受けて一斉に改正するものだという説明をいただいたところです。
- また、条例ガイドラインについては改正障害者差別解消法を踏まえた、法制度記載箇所の修正。これが1点目です。
- 2点目が難病の対象疾病数を今の時点において更新されたものに対応させるということ。
- 3点目が障害を理由とする差別に関する様々な情報が掲載された国のポータルサイト情報を追記したいという3点の説明がありました。
- これらの説明に対して、これから皆さんからご質問、ご意見などありましたらお願いをしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。
- じゃあ今マイク参ります。磯谷委員お願いいたします。

(磯谷委員)

- 精神障害者家族会の磯谷です。ちょっと用語がわからないので教えていただきたいのですが、今の資料の3ページ。一番下の段のとこの罰則の内容ですが。懲役が拘禁刑に変わるということですが、実際には何がどう違うのでしょうか？

(事務局・野呂課長)

- 懲役と禁錮を一本化しますが、本条例上は実際にこれまでと何かが大きく変わる訳ではなく、罰則も「1年以下の懲役または50万以下の罰金」が、「1年以下の拘禁刑または50万以下の罰金」と変わるだけでございます。

(磯谷委員)

- 用語が変わったということなんですか、

(事務局・野呂課長)

- はい、そのように受け止めております。

(磯谷委員)

- では拘禁刑と懲役とは同じということなんですか？

(事務局・武田保健福祉部副部長)

- 今まで刑法の刑罰の中で懲役刑というものと禁錮刑というもの2つあったところでございます。
- 基本的に罰金とかではなくて、刑務所に収容される刑ということになりますけれども。それが今まで懲役とその禁錮と2つあったものが、拘禁刑という形で一本化されたというふうに理解をしております。
- なので今まで懲役刑だったものは、拘禁刑の中に含まれるというような形になる

かと思います。

- そういう意味で、この罰則の法律の規定によって、条例の規定自体には大きな変化はないのかなというふうに考えているところでございます。

(磯谷委員)

- ありがとうございます。なんかよくわかりませんでしたけど、要するに用語が変わったということなんですね。ありがとうございます。

(阿部会長)

- 他にはいかがでしょうか？
- よろしいでしょうか？
- 国の法律の改正を受けて、所要の対応をするということですので、そのような形で委員の皆さんにも受け止めていただいたというふうに理解をさせていただきたいと思います。
- それではこの議事1については了承とし、次の議事に移りたいと思います。
- 次第に従いまして議事2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正についてです。事務局説明をお願いいたします。

(事務局・野呂課長)

- それでは引き続き私の方から説明させていただきます。
- 議事2「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正」について説明させていただきます。配布の資料につきましては、資料2の1の概要部分に基づいて説明させていただきますが、先ほどと同様に新旧対照表を資料2の2、そして改正後の対応要領の全文を資料2の3としてつけさせていただいております。こちらの、2の1、2の2、2の3が、この議事2にかかる資料となっております。
- それでは資料2の1をご覧ください。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」につきましては、障害者差別解消法の規定に基づく国の基本方針に即しまして、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止および合理的配慮の提供に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとして策定いたしました。
- 平成28年4月1日施行としているところでございますが、今回、国の対応要領が改定されましたので、県の対応要領の改正を行うというものでございます。こちら県の職員を対象とした対応要領になってございます。
- 2ページ目をご覧ください。
- 構成になりますが、この対応要領では、県の職員による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務、職員による障害を理由とする差別に関する障害者からの相談窓口の所管、障害を理由とする差別解消に関する職員研修などについて

定めております。

- こちら続いて3ページになります。3ページをご覧ください。
- 国における対応要領の改定でございますが、今回、内閣府では本年4月1日施行で文言の修正や不当な差別的取り扱い、合理的配慮の事例の追加などを行ったほか、研修の記載について、「障害者から話を聞く機会を設けるなど」という文言を追加したところでございます。国の対応要領にこういった文言を追加したところで、より具体的な規定がされたところでございます。
- なお、警察庁においても内閣府と同様の改正を行っており、今年4月1日に施行となっております。それに伴いまして県の対応要領としましては、我々の知事部局と警察本部それぞれで策定をしているところでございますが、県警本部でも警察庁の改定に準じた内容で、改定の準備を今進めているという風に伺っております。
- 続いて4ページ裏面になります。4ページをご覧ください。
- 今回の改正の内容になります。我々の方の知事部局、警察本部とそろって、内閣府の改正に準じた内容で改正を行う予定となっております。
- 文言の修正や、不当な差別的取り扱い、合理的配慮の事例の追加のほか、主な改正内容としまして、その研修の部分でございますが、「障害者から話を聞く機会を設けるなど」という国の改正に基づいた文言の追加を行うこととしております。
- こちらの改正への対応といたしまして、障害福祉課職員が講師として出席している職員研修「障害者差別解消に関する講義」において、障害当事者の方から話を聞くという部分を追加できないかということで、現在、県の公務研修所と協議を行っているところでございます。
- 具体的には、来年度から研修の講義時間の中で、障害特性や役所の窓口で困ること、差別や合理的配慮の不提供の体験事例といった障害当事者の講話を研修プログラムに追加できないかということも現在検討してございます。
- こちらの件につきましては、説明は以上となります。

(阿部会長)

- 説明ありがとうございました。
- 事務局からは資料2の1を使いながら、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関して、職員が適切に対応するために必要な事項を定めている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、国の対応要領が改正されたことを受けて、その内容を踏まえた県の対応要領の改正について説明をいただいたところです。
- 国の改正に準じた内容で改正するということがされているようです。
- 主要なポイントとしては、4ページでしょうか？
- 研修啓発に関して「障害者から話を聞く機会を設けるなど」の文言を追加すると

ともに、その具体的な対応として障害福祉課職員が講師として出席している職員研修の講義時間を拡大し、障害特性や役所の窓口で困ること、あるいは差別や合理的配慮の不提供の体験事例といった障害当事者の講話について研修プログラムへ追加をしたいと、そういうことを予定しているということの説明がありました。

- ただ今の説明に対して委員の皆さんから、ご質問とかご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。
- 今マイクが参ります。佐藤（由）委員お願いいたします。

（佐藤（由）委員）

- この研修ってというのは、どれぐらいの規模でやっているんですか。どれぐらいの人たちがカバーされていて、研修に参加しているのか教えていただければ。

（阿部会長）

- それでは事務局お願いいたします。

（事務局・野呂課長）

- ありがとうございます。
- 平成28年頃から研修を新しく追加しております。新しく管理職になった職員向けと、新しく採用になった新任職員向けと、2階層でやってございます。
- 新しく採用になった職員は年によっても異なりますが、百数十名ぐらい。年によってはもう少し多いかもしれないですけども、そのぐらいの職員を対象にやっております。
- 新しく管理職になる職員はだいたい数十名が対象かと思えます。ここ数年はそういった形で障害福祉課の職員が講師となって、それぞれの職責に応じて求められることなども含めた形で研修を行っているという状況でございます。

（阿部会長）

- 意見については今の説明でしたが、よろしいでしょうか？

（佐藤（由）委員）

- 研修の対象にならない人が結構多いなと思ったんですけど。

（阿部会長）

- 研修の対象にならない人がかなり出てくるのではないかという。せっかく多分いい試みだと思うということを踏まえていると思うので、その点についても意見として受け止めておいて頂ければと思います。
- よろしいでしょうか、それで。はい、そういう積極的な提案に類する意見があったということで、留めていただければと思います。
- 他には？じゃ今マイク参ります。小沢委員お願いいたします。

(小澤委員)

- 特別支援学校から来ております。拓桃支援学校の小澤でございます。今のご意見に賛同するというか、私からもぜひお願いしたいと思っておりますのは、教育の現場においても、発達障害という概念がでてきてから、それは目に見えない障害であり、なかなかその特性を理解してということが難しいのがやはり我々世代っていうか、もともと現場にいた教員の方がそういった新しい概念、それからそういった子供たちがいるということをスムーズに理解できずに、旧来のこれまでの指導法でどうしても対応してしまうという傾向がございました。
- 教育の現場でもしっかりと全員が研修を繰り返してやって、そうした子供たちへの対応も改善しているところですが、そういった教育の場での現状を考えますと、やはり新規採用の方と管理職の方だけを対象とした研修ではもう少し一歩踏み込んで、皆さん、そういった方々への理解ということを深める機会を作っていたければありがたいと感じております。

(阿部会長)

- 佐藤（由）委員と同趣旨のご提案ですが、何か事務局の方でありますか。

(事務局・野呂課長)

- ご意見の趣旨はよくわかりました。承りました。ただどうしても階層別研修の中でやらなければならないこともいろいろ決まっている中で、すべての職員向けというところはなかなか難しいところもございまして、管理職向けでやっているという意義の一つは、所属に持ち帰って、その管理職から職員に伝達してもらうことも想定しております。
- それぞれの管理職がどのように伝達しているかは、確認ができていないところではありますが、今後の管理職向けの研修の中で、しっかりと所属に持ち帰って伝達していただくようにということを伝えていくというのが、まずは第一歩かなと考えております。
- 私は3年ほど前、特別支援教育課におりまして、教員向けの研修もなかなか大変だなというのは当時も感じておりましたので、やはり、こういった職員向けの研修を繰り返してやっていくということが、まさに今、小沢委員がおっしゃられたように重要なことだと思いますので、そういった趣旨で我々の方も取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

(阿部会長)

- 障害福祉課がこの研修には関わっていらっしゃるということですので、当推進協議会で新たな取り組みとしてという議事があった際に、委員の方から研修の対象者が少なすぎるのではないかと、せつかくの趣旨なので、そういうことを踏まえて、事務局の方として今お考えになっているお話を伺いましたので、研修を受けられた管理職の方々には課に戻られてから、共有化を図られるようにということ

を、ぜひ推進協議会の場でもそういう意見が出されたということを紹介していたきながら、押ししていただけだと思います。とりあえずそれでよろしいでしょうか？

- どうぞ、はい。

(川村委員)

- 仙台スピーカーズビューローの川村と申します。
- 4ページに、今皆さんのお話のなかで、障害当事者の講話っていうのがあったと思うんですけど、障害者からの話を聞くっていうところですね。ここぜひですね、その話をする障害当事者に対しての合理的配慮もあるといいなと思っていて。
- 障害当事者の方で、限られた時間内で、障害特性とか役所で困ることっていう、ある程度与えられたテーマを講演として組み立てられる人もたくさんいらっしゃるんですけども。
- なかにはおひとりではちょっと難しかったり、誰かこう引き出してくれる人がいたら話せるとか、あとそうでなくても、誰かがこうサポートというか、隣にいてくれるだけでも、支援者の方とかそういう方もいらっしゃるので講話される方のご希望とか、安心材料のあるようなことも取り入れながら、でもそういう姿を見ていただくのもまた一つ理解が深まるんじゃないのかなと思ったりしました。
- また、ほかの研修プログラムもそうかと思うんですけども、当事者からの講話っていうところは伝達ではもったいないなあっていうところがあって。
- でもその部分だけ切り取るのも変だなと思いつつ、その当事者からの体験談っていう部分をもっと県民の人に浸透していけたらいいな。県の職員の方もそうですね、県民に浸透していけばいいなと思って聞いておりました。

(阿部会長)

- いくつか少し広がったご要望ってかご提案あったと思いますので、これも留めておいていただければと思います。

(事務局・野呂課長)

- やはり当事者の方から直接お話を伺うのが、現場の空気感も伝わりますし、非常によろしいのではないかと考えて相談を進めているところです。
- ただ、その当事者の方のご希望によっては、例えば録画で対応だったらできるということであれば、そういった方法も選択肢としてはあるのかなと考えておりました。
- そこはご希望を踏まえながら、相談をさせていただいてということになりますが、まだ来年度の話なものですから、人選までは進んでないですが、そういったことも考えておりました。
- 今後、いろいろな方向性の中で、例えば録画で職員向けにアーカイブで見ることができるようになるような展開もできないかと思っているところですが、どこま

でできるか、これから公務研修所相談を進めていきたいと考えております。

(阿部会長)

- 多様な可能性を探るということですので、改めて1回、来年度ですか？どういう試みをされて、それからさらに可能性として、あるいは不足しているところとして、どういう点を事務局の方で抑えられたのか、ぜひこの協議会の方にご報告をお願いしたいと思います。
- 改めて委員の皆さんから、その際にご提案、ご意見いただくようにしたいと思います。ぜひ報告の方よろしくをお願いします。
- 他にはどうでしょうか？
- それでは野口副会長をお願いします。

(野口副会長)

- 今の話終わったところだと思うんですけど、例えば我々教育研究現場にいる人間は、研究倫理に関する研修、これ毎年必修で受けないといけないんですね。
- あとコンプライアンスに関することも毎年受けることになっていて、研究倫理に関する研修を受けないと競争的資金にそもそも応募する資格がなくなってしまうというような状況もあって、全員しっかり受けるという形になっております。
- それで、実は児童館、県の児童館の協議会の方でもですね、コンプライアンスの件でいろいろあったこともあって、そちらでもコンプライアンス研修をやりましょうということ、昨年度からでしたよね？今年県の数か所で開催して、なるべく多くの職員の方に受けていただくということで。先日開催したところ、約260名の方が、受講されたという話を聞いたところです。
- やはりやりようとしては、やっぱりこう今の時代ですから、オンラインで毎年必ず期間を設定して、2ヶ月の間で必ずとかでもいいので、必ず受けてくださいというようにして、それを受講したということが確認できるようになってさえすれば、まずはいいのかなと思いますし、そうすれば、受講数はあがっていくのかなと思います。
- もちろん対面で、やることの良さもあるので、対面ということもぜひ考えていただければと思うんですけど。そういうやり方を少し検討していただければなと思っています。
- あと対応要領の改正の件なんですが、定義のところ、障害者というところに1つは「高次脳機能障害」が入ったということと、あと「難病等により起因する障害を含む」ということが入ったということで、それが加えられているわけですが、この書き方なんですが、今回の「その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。以下、「障害」と総称する。）」というふうになっていて、これは、内閣府の対応要領もこういう形になってましたでしょうか。

- これだとその「以下、「障害」と総称する。」っていうことの対象がどれにあたるのかっていうのが、その括弧閉じの中だけで見ると、その前にある「難病等により」というところだけを指して、それを障害と総称する方というような形にも読めてしまうんですが。

(阿部会長)

- 事務局、回答お願いいたします。

(事務局・野呂課長)

- 委員からご質問のあったその最後のところについては、もともとの現行のところが「以下、「障害」と総称する。」となっており、そのところに難病のところを追加された形になってございますが、今のお話からしても、読みようで、その他のところだけを「障害」というふうに総称しているように読めるというご指摘かと思えます。このところは、頭からここまでのところを「障害」と総称することだと思えますので、念のため、国の取り扱いがどのようになっていたか確認をして、読み違いのないような形に整理をしたいと思えます。国の対応要領をもう一度確認してみたいと思えます。

(阿部会長)

- よろしいですか？
- ただいまの案件に関しては、事務局の方で国の対応要領をまず確認してくれるということです。それを踏まえた上で、読み間違いを誘導しないような書きぶりについて検討する可能性があるということを含んで、ここまでの議論はお認めいただきたいと思えます。
- 他にはいかがでしょうか？
- よろしいでしょうか？この案件も。
- それでは今野口副会長の方から意見のあった箇所については、若干の修正があり得るということでご承認をいただきたいと思えます。
- それからまた研修ですか、研修の実施についてはこの推進協議会にもたくさんの障害団体と、あるいは障害の問題と関わられている皆さんいらっしゃいますので、講師の選定とか、あるいは具体的に研修の中で講師としての役割を果たすにあたってのあり方とかについて、委員の皆様やその他のお知り合いの皆様方の意見をいただきながら研修の方を進めていただきたいと思えます。
- では、この議題についてはご承認をいただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。
- それでは、議事については2つの案件ともご承認をいただきました。では続いて次第に従いまして、報告の方に移らせていただきます。
- まず、報告事項ですが、私が事前に伺っていたところでは、報告の1番目、「みやぎ障害者プランの実績」と2番目の「宮城県障害者福祉計画の実績」については、

一括してのご説明の方がわかりやすいということですので、一括でご報告をお願いいたします。

(3) 報告

(事務局・野呂課長)

- ありがとうございます。それでは、【報告1「みやぎ障害者プラン」の成果報告について】、あと、【報告2 宮城県障害福祉計画の実績について】 というところで、2件まとめて順番に説明させていただきたいと思います。
- まず最初に【報告1「みやぎ障害者プラン」の成果報告について】 ご説明させていただきます。資料は3になります。こちらの方、ご覧いただければと思います。
- 1枚めくっていただいて2ページ目が、目次になってございます。
- 今回の報告では、はじめに前期（平成30年度から令和5年度）までのプランの概要を簡単にご説明いたします。続いて、前期プランの3つの重点政策について、それぞれ取り組み状況を報告した後に、課題及び今後の方向性についてご説明いたします。
- また参考として本資料の16ページ以降にプランの各論の実績を表にしてまとめさせていただいております。そちらの方の説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。まずは次の3ページご覧いただければと思います。
- みやぎ障害者プランの位置付けでございます。障害者プランとは障害者基本法の規定により県に策定が義務付けられている障害者施策に関する基本計画でございます。計画期間につきましては、前期プランは平成30年度から令和5年度までの6年間、今期プランは令和6年度から令和11年度までの同じく6年間としております。
- 続いて4ページを御覧ください。全体の構成としましては、特に重点的に取り組む課題を「重点施策」とし、また、基本理念に基づく3分野ごとに今後の取組の方向性を「各論」として構成しております。そして、5ページから前期プランの重点政策の検証になっております。こちらの方ご報告させていただきますので、5ページをご覧ください。
- 重点施策1「障害を理由とする差別の解消」について、主な推進施策としましては、①「行政機関等における配慮」として、当県の管理職や新任職員に対して「障害者差別解消法」や「共生社会づくり条例」について内部研修を実施いたしました。また、県が主催する会議や各種行事等において、手話、通訳などの各種の合理的配慮の提供も行っております。
- 続いて6ページをご覧ください。②「普及啓発・広報活動の推進」として、障害者差別解消法などの出前講座や、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間の

ポスター」の表彰などを実施したほか、ヘルプマークや障害者用等の駐車区画の利用証を交付しております。また、「共生社会づくり条例」制定を機に、障害を理由とする差別の解消に向けたリーフレットの作成や合理的な配慮のための環境促進事業補助金などの施策を行いました。

- 続いて次の7ページに参ります。
- ③「相談体制の整備」として、「宮城県障害者権利擁護センター」はもともとございましたが、その社会福祉士会に委託しているその「宮城県障害者権利擁護センター」に、条例制定を機に「宮城県障害者差別相談センター」も合わせて委託することといたしまして、二枚看板と言いますか、両方の名前で相談を受けていただいております。そうして虐待や差別の相談に随時対応していただいているほか、相談では解決しない場合に斡旋を行う調整委員会を設置しております。
- また④といたしまして、「関係機関と連携した差別解消の取組」でございますが、障害を理由とした差別に関する相談については、こちらの施策推進協議会と情報共有をして、紛争防止・解決に向けた議論ということで実施しております。
- 次の8ページをご覧ください。
- 取組状況(2)「取組状況を踏まえた課題と今後の方向性」でございます。課題といたしましてはこちらにありますとおり、①として差別解消や共生社会づくりに関する制度の浸透。こちらはまだまだ制度の相互理解が十分に進んでいるとは言えない状況にあるというところがございます。また、②といたしまして、障害および障害のある人に対する理解と合理的配慮の推進。こちらについても資料に記載のとおりまだ不十分なところがございますので、これらの解消に向けた取り組みを進める必要があると考えてございます。
- 今後の方向性ということでございますが、県民の障害などに関する理解促進や相談体制の整備を図りながら、障害のある人の社会参加や交流機会の確保をこれまで以上に充実させていくということを進めていきたいと考えてございます。
- 続いて9ページをご覧ください。
- 重点施策2「雇用・就労等の促進による経済的自立」についてでございます。こちら主な推進政策の取組状況としましては、①としまして、「安定した雇用の確保」に取り組んでございます。障害者就職面接会や県内企業に対する障害者雇用の要請などを実施したほか、企業訪問より障害者雇用への理解を深めるなど、障害者雇用の推進を図ったところがございます。
- ②としまして、「就労支援施設等の経営力向上等を通じた工賃向上」にも取り組んでございます。こちらは工賃水準を引き上げるためのコンサルタントの派遣や、セミナー研修会の開催などを行いました。また、働く障害者ふれあいフェスティバルなどを開催して、売上の増加に貢献するような取り組みを行うとともに、障害のある人が訓練や、社会参加の一環として制作した製品の紹介、カタログ販売などの取

り組みも行ってございます。

- BPOを活用した工賃向上モデル事業ということで、共同受注方式により、県内外の企業からそのBPOということで切り出していただいた経営作業を請負業務の受注の拡大ということも取り組んでまいりました。
- 続いて10ページをご覧ください。③「職業訓練・職業能力の開発」でございます。こちらは宮城障害者職業能力開発校において職業訓練を実施したほか、障害者就業・生活支援センターにおいて就労や雇用にあたっての日常生活、社会生活上の支援を行いまして、障害者の職業生活における自立を支援したものでございます。
- また、みやぎ障害者ITサポートセンターを設置、運営いたしまして、こちらでIT技能の向上に向けた講習会や、訪問指導・相談対応ということで、就労の支援を行ってございます。
- 次に④「多様な就業機会の創出」でございますが、こちらは就労支援事業所に対し、農業技術や6次産業化等に係る指導・助言や販路拡大等の支援も行いまして、対象となった事業所で働く障害者の方々の農業分野への就労を促進したところでございます。
- また、⑤「行政機関等からの受注促進」といたしましては、就労支援事業所の物品等のリストを作成しまして、当課のホームページへの掲載であったり、市町村への情報提供を行ったりしたとともに、障害者就労支援事業所での対応可能な物品の品質向上について、専門家の派遣であったり、可視化セミナーによる支援なども行ってございます。
- 続いて11ページでございます。「取組状況を踏まえた課題と今後の方向性」でございますが、課題としましてはこちらに記載のとおり、①から④まであげておりますが、①障害者雇用率の向上、②福祉的就労から一般就労への移行、③工賃水準の引き上げ、④中間的就労の場の創出を含む横断的な支援、こういったことが挙げられると考えております。
- 今後の方向性でございますが、企業の実習受け入れ等の協力連携強化や福祉的就労から一般就労移行のさらなる促進を図るとともに、中間的就労の場など、さまざまな就労機会を創出する取り組みへの支援を図ってまいりたいと考えております。
- また、職業能力の開発や、工賃向上の取組促進、就労支援施設の商品の商品力の向上、就労支援施設等の商品・役務等に係る行政機関や民間企業等の優先調達強化も図ってまいりたいと考えてございます。
- それでは、続いて12ページをご覧ください。重点施策3「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」になります。
- こちら主な政策推進政策の取り組み状況といたしましては、①にありますとおり、「介護人材の確保・育成」として、障害福祉分野における介護人材の確保育成に向けた研修受講費及び代替職員人件費相当部分の補助などを行っております。

- また、居宅介護等のサービス提供にあたり、必要な知識及び技能を有するものを養成するための各種研修を民間事業者が実施できるような指定も行ってございます。
- ②としまして「住まい・支援拠点の整備等」でございますが、地域生活への移行を推進するための重度障害者精神障害者向けのグループホームや地域生活支援拠点などの整備を支援したほか、13ページになりますが、イ「医療的ケア提供体制の整備」ということで、医療的ケア児等相談支援センター（ちるふぁ）による相談対応や、医療的ケア児等コーディネーターを養成いたしました。
- またウ「セーフティネット機能の確保充実」ということで、船形の郷の建替工事を行いまして、令和元年度から建替工事が続いておりましたけども、令和5年度までで基本的には工事が完了しまして、令和6年度から全面供用ということで、今進めているところでございます。
- 続いて③「サービスの質の確保・向上等」でございますが、相談支援体制の充実に向けて、相談支援事業所や基幹相談支援センターの従事者の確保育成にかかる研修を実施したほか、障害児支援の充実に向けて教育、福祉、労働等、関係機関の継続的な支援体制の整備を図っております。また医療的ケア児も含めて、教育課程の検討や指導の工夫、外部人材の作業学習等への活用なども実施しております。
- また、次の14ページめくっていただきまして、ウ「発達障害のある人の支援の充実」でございますが、市町村等を一次支援機関、各圏域に発達障害者地域支援マネジャーを配置し二次支援機関、これまであった「えくぼ」に加え、新たに、県直営の発達障害者支援センターを開設し三次支援機関と位置付け、「機能分化と連携を軸に重層的な支援体制」への見直しを図ったところでございます。
- そのほか、障害福祉サービス事業者に対し、対象サービス等の質の確保や自立支援給付等の適正化を図るための指導を行いました。
- 次に15ページになります。「取組状況を踏まえた課題と今後の方向性」でございます。課題としましては①から④まで記載しておりますが、①障害児に対する切れ目のない支援体制の構築、そして②発達障害の早期支援・早期療育、③「医療的ケア」を有する人への支援の拡充、④障害のある人に対するセーフティネット機能等の充実ということで、こちらの4点を課題として挙げさせていただいております。
- 「今後の方向性」としましては、地域生活への移行に向けたグループホームや地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供を可能にするための相談支援体制の充実や、介護人材の確保・育成、サービスの質の確保等に取り組んでまいります。
- また、障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制の構築を図るほか、発達障害に関する支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア実施体制や医療的ケア児者及びその家族への相談支援体制の充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

- さらには、地域での生活が困難な障害のある人の重度化・高齢化ということが今進んでおりますので、いわゆる「親亡き後」を見据えまして、船形の郷が県全域のセーフティネット、民間施設のバックアップ、地域の社会資源のコーディネートを担うセンター機能を備えた拠点施設としての役割を果たしていけるように、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。
- 長くなりましたが、前期プランの成果報告については以上となります。
- 続けて【報告2】宮城県障害福祉計画の実績についてご説明させていただきます。
- A4横の資料4-1「宮城県障害福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）の進捗状況（令和5年度）概要版」を御覧いただければと思います。
- なお、資料4-1は概要版となっており、全体版を資料4-2として配布しております。
- 第6期宮城県障害福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間としており、今回は計画の終期となる令和5年度末時点の進捗状況について御報告させていただきます。資料4の1をご覧いただければと思います。その中で概要版ですけれども、この成果目標の達成状況と令和3年度から令和5年度の3月における障害福祉サービス等の利用者数の実績を記載しております。
- はじめに、「成果目標の達成状況」について御説明させていただきます。
- 福祉施設の入所者の地域生活への移行については、令和2年度から令和5年度末での累計での地域生活移行者数を113人以上にするという目標でございましたが、実績は累計で令和5年実績のところにありますとおり、61人となっております。
- 今年度を始期とする第7期宮城県障害福祉計画においても、令和6年度から令和8年度末までの3カ年で地域生活移行者を121人以上とするという目標を改めて設定しておりますので、引き続き障害のある方々の地域生活への移行を推進していきたいと考えております。
- 次に、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のうち、長期入院患者数の実績については、全体で2,759人、65歳以上が1,912人、65歳未満が847人となっております。長期入院患者につきましては、症状が重度であったり、移行先の住まい・福祉サービスの不足、そして家族との関係や本人の退院意欲の低下などの諸課題がありますことから、地域移行が困難なケースも見られております。
- 第7期宮城県障害福祉計画においても引き続き全体で2,428人以下と目標値を設定しておりますので、地域精神保健福祉体制の整備、人材育成、普及啓発、ピアサポート支援、入院者訪問支援等の総合的な実施により精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進することで、長期入院患者の地域移行・地域定着を目指してまいりたいと考えております。

- なお、6期計画から新設された精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数や、入院後3か月、6か月、1年時点の退院率につきましては、厚生労働省の全国調査である精神保健福祉資料が公表されていないことから、実績は未公表とさせていただきます。
- 次に、地域生活支援拠点等が有する機能の充実のうち、地域生活支援拠点等の整備については、各圏域1カ所以上という目標でしたが、6圏域28市町村で整備済ということになってございます。令和4年度から整備済みの圏域が2つ増加、未整備圏域は1つとなりました。今後も7期計画の目標である、令和8年度末までの各圏域の整備に向け、引き続き推進してまいりたいと考えております。
- 次に、福祉施設から一般就労への移行の実績でございますが、資料に記載のとおり、概ね計画どおり進捗しております。7期計画においても目標値を設定しておりますので、達成に向けて引き続き推進してまいります。
- 続いて、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実のところでございます。こちら児童発達支援センターは5圏域・19市町村で設置済み、保育所等訪問支援事業所は25市町村で利用可能となっております。
- 児童発達支援センターおよび保育所と訪問支援事業所の設置については、この3年間でほぼ横ばいで推移しており、なかなか目標達成に至っていないという状況でございます。
- 今年度はその状況を受けまして、未設置圏域において、具体的にどのような課題を抱えているか、また設置済圏域でどのような取り組みを行ってきたか等を自立支援協議会の場で検討・共有しているところでございます。そういったことを踏まえて引き続き、7期計画の目標である令和8年度末までの各圏域の整備に向け、市町村を支援してまいりたいと考えているところでございます。
- 続いて難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保でございます。
- 6期計画目標としましては、令和5年度末までに体制を確保するという目標となっておりましたが、令和5年度末までの体制確保には至りませんでした。こちらは今年度中に体制整備を行う予定としておりまして、関係機関と協議を進めているところでございます。
- 続いて主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保でございますが、このうち児童発達支援事業所の設置につきましては、5圏域・17市町村で設置済でございます。また放課後等デイサービス事業所の設置については、6圏域・20市町村で設置済みとなっております。
- ここの項目もこの3年間でほぼ横ばいとなっておりますので、県としましてはこちらの設置を引き続き進めていくことも含めまして、今年度、重症心身障害児者の実態や、支援に必要な医療や介護体制などの調査ということで重症心身障害児者の方、ご本人や家族の方への実態調査を行っているところでございます。

- これを年度末までにまとめる予定としておりまして、その実態調査を踏まえて、重症心身障害児者の方々への支援施策で必要な部分、足りない部分を検討した上で、来年度以降の県の施策に反映してまいりたいと考えております。
- 次に医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置でございます。こちらのうち、市町村ごとの協議の場の設置につきましては、25市町村、4圏域で設置されてございます。なお県の協議の場につきましては設置済みとなっております。こちら、市町村での協議の場の設置については6期目標の7割程度にとどまっておりますが、その理由としましては、市町村が医療的ケア児の把握が困難であることや、医療的ケア児が少数である等の理由により、事業への優先順位が低く、設置に消極的な市町村があることが要因と考えております。そういったところを含めながら、市町村の状況も踏まえてですね、今未設置になっている市町村に対して、設置に向けた支援を行い、7期計画の目標である、令和8年度末までの各市町村での設置に向け、引き続き推進してまいりたいと考えております。
- また、医療的ケア児に関するコーディネーターについては、令和5年度末で23市町村で配置されているとのことで、圏域ごとのコーディネーターについては各県域では配置になってはいますが、まだまだその市町村ごとのコーディネーターが、低水準にとどまっているという状況であります。今年度は市町村ごとにそういったところが配置できるように、コーディネーターの役割や活用の方であったりということを市町村と共有しながら、設置に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。
- 続いて相談支援体制の充実強化についてということで、こちら基幹相談支援センターを設置している市町村を想定しておりますが、30市町村で体制確保済みとなっております。残りが5市町でございますので、現在基幹相談支援センターの設置がまだできていないところについては、地域の実情にあった相談支援体制のあり方の検討や、その充実強化に向けた取り組みということで、市町村と連携しながら、今後も市町村での設置に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。
- 続いて裏面に参ります。障害福祉サービス等の利用者数でございます。こちらですね、最も利用者が多いのは就労継続支援B型の6,732人であり、放課後等デイサービスの4,953人、生活介護の4,933人と続きます。
- 今年度からは、新たな7期計画に基づいた取組を進めているところです。6期計画で順調に推移した部分と、目標を達成できなかった部分を踏まえながら、引き続き、各事業等に取組んでまいりたいと考えております。
- 私の方からは、報告1及び2をまとめてのご報告となりましたが、以上になります。

(阿部会長)

- 説明ありがとうございました。
- 事務局からの説明では、みやぎ障害者プランについて、資料3を使いながら前期プランの取り組み状況の報告があって、3つの柱ごとに取組状況から見えた課題について、今期のプランに反映して、引き続き共生社会の実現に向けて各事業に取り組んでいくというような説明がありました。
- それから資料4—1ですか、障害者福祉計画については、今年度から新たな7期計画に基づいた取り組みを進めてきているところであって、達成率の説明でもありましたように、6期計画で順調に推移している部分と目標を達成できなかった部分を踏まえながら、いくつかの具体的な対応の仕方なども説明の中でご紹介ありましたが、今後とも各事業に取り組んでいくという説明でございました。
- これらの報告にかかわる説明について、委員の皆さんからご質問ご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか？
- じゃお願いいたします。

(川村委員)

- ご説明いただきありがとうございます。
- このみやぎ障害者プランの説明を聞いていて、前もちょっと思ったところなんですけれども、このプランの中で、その県立の精神医療センターの移転っていうところの影響がさもないことというか、全然書かれていないんだなと思って、でも実際はその数値に現れているところ、現れてないところに影響あったらうなと思って。
- 精神障害者は病院に定期的に通院するっていうことを多くの方がしてると思うんですね。それで病院にかかっているかどうかということが1つその体調を安定させる要素になってたりするので、もちろん病院だけではないんですけど、でもその医療っていうところが揺るがされているのが、その県立精神医療センターの移転問題だと思うんですね。
- それで、どこが特にというのも言い難いんですけど、特にプランの第3章「安心して生活するために」っていうところは大きく揺るがされたなって思うんですよ。
- それだけじゃなくて、重点施策もちょっと就労の部分とかは違うかもしれないですけど、重点施策の部分もそうですし、1番最初のページの基本理念の部分についても大きく揺るがしたなと思っていて、でもそれがさもないこと書かれているなと思ったんですけども。
- 北と南の当事者を分断したことに始まって、これまで安定してかかっていた医療を奪われそうになり、それが2年も3年も続いていて、未だに決着がつかなくて、宙ぶらりんな状態になっていて。そういう風にこう当事者の生活に波風を立ててきたわけですけど、それに対して一刻も早く、白紙撤回というよりは、名取市

での建替でもう早急に待たなして、そちらにシフトしてほしいというのと。

- あとは、ここまでその当事者の生活を揺るがした責任を速やかにとって欲しいと思っています。それで、新しい病院を作るにあたって、もし当事者と共同っていうことを少しでもお考えなのであれば、やっぱりこれまでのことはなんでしょう。負担をかけたことで、やっぱり迷惑をかけたことは、しっかりその県民の当事者に謝罪して欲しいと思いますし、その上でかなってという風に思っております。
- 直接今日の議論とは関係ないかなと思って、言おうかどうしようかすごく迷ったんですけども、綺麗になきことにされていたので、思わず言ってしまったところで、特に事務局の皆さんのコメントを求めるところではないんですけども、私から一言というところでした。

(阿部会長)

- おそらく、県の非常に大きな施策に関わることで、今この障害福祉課の事務局の皆さんで直接お答えされるということは難しいと思うんですが。
- それがまた、病院の再編について審議されている審議会ですか、あと障害者施策推進協議会とは別だっていうことも承知しておりますが、推進協議会でこういう意見が出たということ、関係する横の審議会にはぜひお伝えいただきたいと思えますし、それほど難しいことではないと思えますのでね。推進協議会でこういう意見が出たということ、それからまた影響が出ているのではないかということについても、障害者プランのお話とどれだけはっきりした、いわゆるエビデンスとか、根拠に基づいてということは難しいかもしれませんが、本日の協議会で委員の方からそういう意見が出たということ、何らかの形で、県のしかるべき上層部というのでしょうか。今日は副部長もお見えになっているので、持って帰っていただいて、お伝えだけいただければと思います。
- それでよろしいでしょうか？

(事務局・野呂課長)

- 担当課の方にしっかり伝えるようにしたいと思います。

(阿部会長)

- はい、どうぞ。

(磯谷委員)

- 精神障害者家族会の磯谷です。
- 今の川村さんの意見に関してですけれども、精神障害者の場合は非常にいろんなことに不安を持ちやすい状態にあります。
- 健常の方にはバカバカしいように思われるかもしれませんが、世界各地で戦争が続いていて、異常気象が起きていて、いろんな政府が変わっていて、そうして自分たちの通っている病院が移転するというようなことで、精神的に非常に動揺しやすい不安な状態にございます。

- 明日は審議会が開かれますので、川村さんの意見等も含めてお伝え願いたいと思います。
- そろそろ決まりそうだという話、噂もございませけれども、そのあたりを早めに皆様に伝えていただきたいと思います。
- 確かに医療と福祉は別問題ですけれども。精神障害者が生きていく上では、地域社会・共生社会の中で生活しながら医療を受けるということは欠かせません。
- これを分けて考えること自体無理があると思います。
- これが私の要望でございませけれども、もう1つ今度は資料に関してお伺いします。
- 資料4-1に精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築というのがございませけれども、
- この表の中の実績の部分に国非公表というふうに書かれて、さっぱりつかめませせん。当然、宮城県では、それぞれの年度の数字がわかっていらっしやると思います。
- でね、これがわからないとなぜ困るかという、原因が分析できないのです。
- 一体医療が不十分であるのか、医療と福祉の連携が悪いのであるのか、あるいは福祉の社会資源が足りないのであるのか、あるいはそんなことではなくて、地域社会の理解が進んでいないから暮らしづらくなって病院に戻っていくのか、これが全くつかめませせん。
- 国が書いていないからということで数字が出ていないんでしょうけれども、私の希望としましては、むしろ宮城県がここで数字を出してリードする形で、この問題を定めて、そしてその先に、例えばじゃあもっと訪問介護を増やしましょうとか、いろんな具体的な案が出てくるんだと思うんですよ。
- このように白紙で書かれては表の形は整っていたとしても、何の役にも立たないんですよ。
- そのあたりをよく考えていただきたいと思います。要望でございませ。

(阿部会長)

- 2点とも委員の方から要望だということですが。
- 2点目の方についてはご検討いただきたい、あるいは国非公表という言葉の意味が私たちはわからないのかもしれないので、その辺のところについて、もし現在、現時点で説明できるのであれば、一応、事務局としての説明をお願いしたいと思います。一点目は要望ですからお伝え願いたいということで。

(事務局・村上室長)

- 精神保健推進室の村上と申します。2点目ご質問、ご指摘のございました、今回、国非公表ということで、記載をしている部分でございませますが、こちらのデータについては、医療機関のレセプトのデータからこう数字を把握するような形になっ

てございます。

- 県独自ではこちらの方の数字を把握していない、できないというような状況です。国の方ではだいたい4年遅れぐらいで、こちらの方の数字を発表してくるということになっております。
- ですので、こちらの方は発表され次第、数字の方は埋めていきたいと思っておりますが、こういった直近の部分のデータについては、把握できないというところはご理解をいただきたいと思っております。

(阿部会長)

- なお、このデータに基づいて少し考えてみたいといういくつかの視点も、磯谷委員の方から出ましたので、またこの進捗状況についての報告が年度新しくなっていく際には、今お話ありましたように、4年先とかでも構いませんのでアスタリスクか米印かつけて、補足のデータということで、可能であればご提示をお願いしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。
- よろしくお願ひいたします。では、他にはいかがでしょうか。
- それでは志村委員。

(志村委員)

- 主に2つほどですけど、1つ目は4-1の資料のところの、主に重度障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保のところの、児童発達支援事業所って、これこのままで間違いのない言葉なんですかね？障害児通所支援事業所ではないんですかね？
- だとすると間違いじゃないとすると、支援センターと支援事業所の違いがどうなっているのかなっていう。

(阿部会長)

- 事務局お願いします。

(事務局・野呂課長)

- これで間違いではないと思うのですが。
- 重度心身障害児を支援できる障害児通所支援事業所ということで、その中で「児童発達」と「放課後デイサービス」とでどのぐらい受けられるかということかと思っておりました。

(志村委員)

- 児童発達支援事業所って聞いた時に、重度心身者の子供たちを支援する事業所というイメージはなかなかつきにくいかなっていうのが1つと、それと上にあります、児童発達支援センターとの違いっていうのは、市町村にそれぞれ2つあったらどうなるんだろうっていう、分かりにくいかなということが疑問で思いました。

(野口副会長)

- これは児童福祉法に規定されているもので、2つあるんですよね、児童発達支援センターと児童発達支援事業所。以前は児童発達支援センターに医療型・福祉型っていうのがあったんですけど、医療型っていうのがなくなって、この4月から2つが一体になって、それでこうなったっていうのも、この児童発達支援センターを分かりにくくしているのかもしれない。

(志村委員)

- 国は何考えてるんですかね。

(野口副会長)

- よく考えて、そういう形で今だと思うんですが。

(志村委員)

- こちらちょっと宮城県で何か愛称つけてわかりやすくしてほしいなあって思いますね。
- それから、こちらの方のページの発達支援センターのこと、発達障害者支援センターですね。県直営の発達障害支援センターと「えくぼ」ってあるんですけども、どちらも主な業務が支援者支援になってるんですよね。なので、これがあるから仙台市のアーチルと同じようなイメージで、皆さんが相談に行くと、帰されちゃうんです。利用者が。で、その地域にある発達障害者地域支援マネージャーがいるところに行ってくださいっていう風に言われちゃうんですけども。
- 発達障害者地域支援マネージャーは発達の診断はできないんですね。そうであろうという人の支援はできますけど。
- じゃあこの発達支援センターっていうのはどういう意味があるんだろうっていうか、むしろその宮城県内で仙台市のアーチルのように発達についてのきちっとした診断をする場所を設置する考えはないのかなっていうところで、昔は「えくぼ」はそういうとこなのかなと思っていたら全然違うっていうところで。県直営の支援センターができたけど、そこも支援者支援だっていうところでどうなんでしょうか？

(阿部会長)

- じゃあ事務局お願いいたします。

(事務局・村上室長)

- 精神保健推進室でございます。
- 発達障害者支援センターにつきましては、お話のように、支援者支援ということで、特に、市町村の窓口であるとか、県の方で委託をしている圏域ごとの療育支援の事業所であるとか、圏域ごとと同じく設置をしている地域支援マネージャー、このマネージャーが市町村を支援しているわけなんですけど、マネージャーに対する支援といったような役割を持たせているというものでございます。

- 本来、発達障害者支援につきましては、身近な市町村での対応を目指しています。仙台市につきましては、基礎自治体ということでアーチルを設置して、そういった部分も含めて、さらにプラス医療もということでやってございますが、仙台市以外の市町村におきましては、そういった体制を個々の市町村で取るというのは非常に難しいことになっているかと思えます。
- 仙台市と同じようなアーチルを宮城県でというふうになってきた場合には、圏域も広い、地域も広い中で、どこにそういったものを設置するのかであるとか、誰がそういった費用を負担するのかであるとか、そういった様々な課題があらうかと思えます。
- 県の体制につきましては、仙台市のようにアーチルで集約的に行うのではなくて、地域にできるだけ分散していく、医療についても身近な地域で対応していくというようなことをコンセプトと言いますか、そういった形で今、重層的な支援体制ということで構築をしているところです。仙台市の考え方と違う支援体制というものを、今のところはやっているということでご理解いただきたいと思えます。

(志村委員)

- すみません。それでその身近なところですが、もちろん利用者からすれば絶対的に必要なんですね。それで今おっしゃったような形で、圏域ごとに医療機関でということですが、宮城県は仙台市以外の医療機関で発達の診断をしてくれる医療機関がほとんどないんです。
- その辺への県の指導とか依頼とか、実際子どもクリニックでさえもやってくれないと。児童相談所からも意見がありますね。あそこ子どもクリニックでも全員がやってくれないという。
- それから大人になっちゃうとももちろん子どもクリニックは受け付けてくれませんよね。では、成人してから発達障害かどうかの診断をしてほしいというような相談に来る前に、診断をしてもらえるところが非常に限られているところではいけば、最終的に圏域は広いかもしれないけど、「えくぼ」に行けばやってもらえるっていう安心感ですね。そういうものも最終的な手段として、なんか確保しておいていただくことはできないのかなっていう風にすごくいろんな相談を受けている中では感じております。
- それで仙台市も引きこもりについて非常に数が増えているっていうところで、今、郡市長がいろいろ言うておりますけれども、ずっとその引きこもりの支援をしている立場でいると、その辺で宮城県の遅れっていうのがすごく感じられるので。ぜひそういったところも含めて、考えていただければなというふうに思います。

(阿部会長)

- 要望ということですけど、とりあえず何か対応ありますか？

(事務局・村上室長)

- ありがとうございます。そのご指摘ありました、医療の方で、なかなか受けていただける医療機関がない、これは我々も課題として認識してございます。
- 現在、東北大学の方にそういったかかりつけのところで診ていただけるような、医師の育成、研修であるとか、そういったところを委託し、できるだけ広げていきたいという風には考えておりますが、ご指摘ありますように、そこが非常に課題になっているということは認識しておりますので、我々の方も検討しながら進めていきたいと思っております。

(阿部会長)

- じゃあ最後は野口副会長さんお願いします。

(野口副会長)

- すみません。ご指摘ごもっともだと思うんですけど、仙台市のアーチルっていうのは、実は複数機能を重ね合わせて持っているんですね。それで様々なことができるっていう形に実はなっていて。これは実は全国的に見ても珍しい組織となっています。
- それで重ね合わせ方が自治体によってもいろいろ異なるんですけど、アーチルは、例えば児童相談所の機能を持ってますし、更生相談所の機能も持ってます。
- いろいろ実は複数機能を併せ持っているということなので、なおかつ、今医師も常駐している形になっておりまして、医師会の方からといいますか、医師会の方でもやっぱり診断ができる医師を育てなくてはいけないということで、実はアーチルに来てる方々に実際に経験を積んでいただいて、診療にあたっていただけるような、そんな仕組みも考えていらっしゃるようですので、少しずつ変わっていくかなということを期待しているところです。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 他にはいかがでしょうか？
- よろしいでしょうか？
- では、報告の(1)と(2)については報告案件ですので、推進協議会として承ったということにさせていただきたいと思えます。
- 続きまして、本日用意されている報告が最後に1件あります。【報告3】障害を理由とする差別等の相談状況についてです。冒頭事務局から「障害を理由とする差別等の相談事例」については相談事例の報告に関する内容に当事者または第三者の権利などを害する恐れが可能性として含まれているということで、このセッションについては非公開とさせていただきたいということについて、当推進協議会で冒頭、御同意をいただいたところです。

- 本日傍聴者の方が熱心にお一人ご参加いただいていたのですが、ご理解ご協力をいただき、ご退席をいただければ幸いです。
- ご協力とご理解いただいたこと、私からもお礼申し上げます。ありがとうございます。

※以降【報告事項(3) 障害を理由とする差別等の相談事例】について報告(非公開)

(阿部会長)

- どうもありがとうございました。
- それではこれで本日の議事、それから報告事項の一切を終了とさせていただきます。皆様には非常に活発にご意見・ご質問いただきました。
- その一方で、およそ予定どおりの時間に議事を終えることができましたこと、本当にありがとうございました。
- ご協力いただきましたことを重ねてお礼を申し上げて、以下の進行、事務局にお戻しいたします。

(4) その他

(事務局・相澤副参事兼総括課長補佐)

- 阿部会長、議事進行ありがとうございました。
- このほかに委員の皆様から何かご案内とか、あるいはご連絡等はございませんでしょうか？
(委員から、案内・連絡等なし)

(5) 閉会

(事務局・相澤副参事兼総括課長補佐)

- それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日は長時間の御審議、誠にありがとうございました。